

ものづくり中小企業が活用できる支援策について

2026年10月

近畿経済産業局 地域経済部 産業技術革新課

様々な課題に対応した投資支援メニュー

売上規模 イメージ	投資規模 イメージ	主な経営課題			
		売上拡大	高付加価値化	省力化・デジタル化	新事業挑戦
100億円 以上	10億円 以上	中堅等大規模成長投資補助金		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 会社を急成長させたい ✓ 上場を目指したい 	
100億円 10億円	10億円 1億円	成長 加速化 補助金	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 新しい機械で新商品を作りたい ✓ 海外展開に取り組みたい 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 人手不足に対応したい ✓ 生産プロセスを改善したい 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 今の経営手法を活かして異分野に進出したい
10億円 数千万円	1億円 5千万円	事業 承継 M&A 補助金	新事業進出・ ものづくり 商業サービス 補助金	省力化 投資 補助金	新事業進出・ ものづくり 商業サービス 補助金
数千万	5千万円 数百万				
		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商品をPRしたい ✓ 販路を拡げたい 		デジタル化 AI補助金	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 創業に挑戦したい
		持続化補助金			持続化補助金 (創業型)

中堅企業・中小企業向け主要施策

中小企業向け補助金・総合支援サイト

ミラサポplus



※令和8年10月2日時点の情報をもとに作成

生産性向上支援	概要	公募時期
新事業進出・ものづくり商業サービス 補助金ものづくり補助金	新製品・新サービスの開発の取組を支援 既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出を支援 海外市場開拓（輸出）に向けた、国内の輸出体制強化の取組を支援	第1回公募 ～10/30
デジタル化・AI導入補助金	IT導入・DXによる生産性向上を支援	6次締切 10/30、7次締切 12/1 ※【複数者連携枠】3次締切 10/31
小規模事業者持続化補助金	小規模事業者の持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援	【一般型通常枠】11/5～12/15 【創業型】11/5～12/15 【共同・協業型】次回未定
事業承継・M & A 補助金	事業承継に際しての設備投資や、M & A等専門家活用費用等を支援	第16次公募終了
成長投資支援		
中堅・中小企業の大規模成長投資補助金	地方における持続的な賃上げを目的に、地域の中堅・中小企業が、人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を支援	6次公募終了
中小企業成長加速化補助金	売上高100億円を目指す、成長志向型の中小企業の大胆な設備投資を支援	3次公募 ～11/12
省力化投資支援		
中小企業省力化投資補助金	人手不足に悩む中小企業の省力化投資を支援	【カタログ注文型】随時受付中 【一般型】第8回公募 ～10/16
研究開発支援		
成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）	研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組を最大3年間支援	【通常枠・出資獲得枠】 例年2月～4月に公募

①新事業進出・ものづくり商業サービス 補助金

②中小企業省力化投資補助金

③成長型中小企業等研究開発支援事業
(Go-Tech事業)

新事業進出・ものづくり商業サービス補助金の目的

新事業進出・ものづくり商業サービス補助金は、
中小企業等が行う、①**技術的革新性のある製品・サービスの開発**や②既存事業とは異なる**新市場・高付加価値事業への進出**、③**海外市場開拓(輸出)に向けた国内の輸出体制の強化**を後押しすることで、
中小企業等が企業規模の拡大・付加価値向上を通じた生産性向上を図り、賃上げにつなげていくことを目的とします。

自社の事業展開の目的に合わせて選べる 3つの「補助対象事業枠」

革新的新製品・サービス枠で…



最新複合加工機を導入し、これまではできなかった精密加工が可能になり、より付加価値の高い新製品を開発

新事業進出枠で…



鉄鋼材加工業で培ってきた技術を活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦

グローバル枠で…



海外の展示会で現地ニーズを調査し、国内に最新設備を導入。新規顧客への営業で輸出品に採用されるタッチセンサの受注を新規獲得

革新的な新製品・新サービス開発の取組を支援

- 革新的な新製品・新サービス開発とは、顧客等に新たな価値を提供することを目的に、自社の技術力等を活かして新製品・新サービスを**開発**することを指します。
- 既存の製品・サービスの生産等のプロセスについて改善・向上を図る事業は補助対象外です。
- 単に機械装置・システム等を導入するにとどまり、新製品・新サービスの開発を伴わないものは該当しません。
- 同業の中小企業者等（地域性の高いものは同一地域における同業他社）において既に相当程度普及している新製品・新サービスの開発も該当しません。

従業員規模	補助上限額	賃上げ特例適用時の補助上限額
1～5人	750万円	850万円
6～20人	1,000万円	1,250万円
21～50人	1,500万円	2,500万円
51人以上	2,500万円	3,500万円
補助率	中小企業者等 1／2（最低賃金引上げ特例の適用で2／3）、小規模企業・小規模事業者、再生事業者 2／3	
補助下限額	100万円	
事業実施期間	交付決定日から10か月以内	
補助対象経費	機械装置・システム構築費（必須）、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、原材料費、広告宣伝・販売促進費	

既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出を支援

- 新たに製造又は提供する製品・商品・サービスが、**自社にとって新規性を有すること**、かつその製品等の属する市場が**自社にとって新たな市場**であることが補助対象の要件です。
- ここでの新規性は自社にとっての新規性であり、世の中における新規性（日本初・世界初）ではありません。
- 新たな市場とは、既存事業で対象となっていなかったニーズ・属性（法人／個人、業種、行動特性等）を持つ顧客層を対象とする市場を指します。
- 過去に製造等していた製品等を再び製造等することは補助対象外です。

従業員規模	補助上限額	賃上げ特例適用時の補助上限額
1～20人	2,500万円	3,000万円
21～50人	4,000万円	5,000万円
51～100人	5,500万円	7,000万円
101人以上	7,000万円	9,000万円
補助率	中小企業者（小規模企業・小規模事業者、再生事業者含む） 1／2、（最低賃金引上げ特例の適用で2／3）	
補助下限額	750万円	
事業実施期間	交付決定日から14か月以内	
補助対象経費	機械装置・システム構築費、 建物費 、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、原材料費、広告宣伝・販売促進費	

出典：中小企業基盤整備機構「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」公式サイト（第1回公募要領に基づく）

海外市場開拓（輸出）に向けた、国内の輸出体制強化の取組を支援

- ・ 自社の製品等を活用し、自発的に新たな海外販路を開拓するうえで必要となる**国内製造等拠点の強化**に取り組むものが対象です。
- ・ かつ、事業により製造等する製品等の属する**市場が、自社にとって新たな海外市場**であることが必要です。
- ・ 取引先主導の事業は自発的な取組とは言えず、補助対象外です。
- ・ 新たな海外市場とは、既存事業で対象となっていなかった国・地域の市場を指します（統計上、国に準じてカウントされる領域であり行政区画ではありません）。

従業員規模	補助上限額	賃上げ特例適用時の補助上限額
1～20人	2,500万円	3,000万円
21～50人	4,000万円	5,000万円
51～100人	5,500万円	7,000万円
101人以上	7,000万円	9,000万円
補助率	中小企業者等（小規模企業・小規模事業者、再生事業者を含む） 2／3	
補助下限額	750万円	
事業実施期間	交付決定日から14か月以内	
補助対象経費	機械装置・システム構築費、 建物費 、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、原材料費、広告宣伝・販売促進費、 海外旅費 、 通訳・翻訳費	

3つの補助対象事業枠の比較

項目	革新的新製品・サービス枠	新事業進出枠	グローバル枠
支援内容	革新的な新製品・新サービス開発の取組を支援	既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出を支援	海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制強化を支援
対象事業のポイント	自社の技術力等を活かした新製品・新サービスの開発（設備導入のみ・既存プロセス改善は対象外）	製品等が自社にとって新規性を有し、かつその市場が自社にとって新たな市場であること	自発的な海外販路開拓に必要な国内製造等拠点の強化（取引先主導の事業は対象外）
補助上限額 （従業員規模別） ※（ ）内金額は賃上げ特例適用時の上限	1～5人 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21～50人 1,500万円（2,500万円） 51人以上 2,500万円（3,500万円）	1～20人 2,500万円（3,000万円） 21～50人 4,000万円（5,000万円） 51～100人 5,500万円（7,000万円） 101人以上 7,000万円（9,000万円）	1～20人 2,500万円（3,000万円） 21～50人 4,000万円（5,000万円） 51～100人 5,500万円（7,000万円） 101人以上 7,000万円（9,000万円）
補助率	中小企業者等 1／2 （最低賃金引上げ特例で2／3） 小規模企業・小規模事業者、再生事業者 2／3	中小企業者等（小規模企業・小規模事業者、再生事業者を含む） 1／2 （最低賃金引上げ特例の適用で2／3）	中小企業者等（小規模企業・小規模事業者、再生事業者を含む） 2／3
補助下限額	100万円	750万円	750万円
事業実施期間	交付決定日から10か月以内	交付決定日から14か月以内	交付決定日から14か月以内
補助対象経費	機械装置・システム構築費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、原材料費、広告宣伝・販売促進費 ※新事業進出枠・グローバル枠は建物費、グローバル枠は海外旅費・通訳翻訳費を追加		

基本要件

① 付加価値額 増加要件



事業終了後3～5年で、事業者全体の**付加価値額を年平均4.0%以上増加**

② 賃上げ要件



事業終了後3～5年で、1人当たり**給与支給総額を年平均3.5%以上増加**

③ 最低賃金要件



毎年事業場内最低賃金を、事業実施都道府県の**地域別最低賃金より+30円以上の水準に**

④ ワークライフバランス要件



応募申請時までに「**一般事業主行動計画**」を策定し「**両立支援のひろば**」で公表

⑤ 職場環境整備要件



子育て等と仕事の両立に資する**職場環境整備の取組**を事業計画に記載

⑥ 金融機関確認要件



金融機関等から資金調達を行う場合、**金融機関による確認書の提出が必要**

注意事項

補助対象外となる事業者

- **従業員数0名の事業者** 応募申請時点で常時使用する従業員が0名（役員は従業員に含まない）
- **みなし大企業** 大企業が1/2以上を出資、複数の大企業で2/3以上、大企業の役員・職員兼任者が役員の1/2以上。これらを通じた間接支配・JVも該当
- **中小企業者等に該当しない法人** 一般・公益社団／財団法人、医療法人、人格のない任意団体、認定NPO法人 等
- **設立1年未満の事業者** 新事業進出枠では、新規設立後1年未満の事業者は対象外
- **過去の補助金受給歴による制限** 事業再構築／新事業進出／ものづくり補助金について、締切日から16か月以内の採択・実施中、または過去3年間に交付決定2回以上
- **不正・停止措置を受けた事業者** 補助金の不正受給・返還未了の事業者、経済産業省または中小機構から交付等停止措置・指名停止措置を受けている事業者

補助対象外となる事業

- **開発を伴わない単なる設備導入** 機械装置・システムを導入するだけで新製品・新サービスの開発を伴わない事業
- **既存プロセスの改善にとどまる事業** 既存の製品・サービスの生産等のプロセスの改善・向上を図るだけの事業
- **既に普及している製品・サービス** 同業の中小企業者等において既に相当程度普及している新製品・新サービスの開発
- **労働を伴わない／資産運用的な事業** 人手を介さず継続的に収益が得られる事業、専ら資産運用的性格の強い事業
- **事業計画の重複** 他の法人・事業者と同一または類似した事業計画。故意・重過失の場合は以降の申請も受付不可となる可能性
- **他の補助金との経費重複** 国（独立行政法人等を含む）が実施する他の補助金等と補助対象経費が重複する事業

【ご注意】 対象外に該当すると、事業計画の内容にかかわらず審査対象外・不採択となります。申請準備の前に、自社と事業計画が上記に当てはまらないかを必ずご確認ください。

①新事業進出・ものづくり商業サービス
補助金

②中小企業省力化投資補助金

③成長型中小企業等研究開発支援事業
(Go-Tech事業)

中小企業省力化投資補助事業

事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。

これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

(1) カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

(2) 一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国

補助
(基金)

独立行政法人
中小企業基盤整備機構

補助
(1/2)

中小
企業等

枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅賃上げを行う場合	補助率
カタログ 注文型	5人以下 200万円（300万円）	1/2
	6～20人 500万円（750万円）	
	21人以上 1000万円（1500万円）	
一般型	5人以下 750万円（1,000万円）	中小企業1/2 小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3 ※最低賃金引上げ特例： 補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）
	6～20人 1,500万円（2,000万円）	
	21～50人 3,000万円（4,000万円）	
	51～100人 5,000万円（6,500万円）	
	101人以上 8,000万円（1億円）	

導入支援イメージ

カタログ注文型

・自動券売機

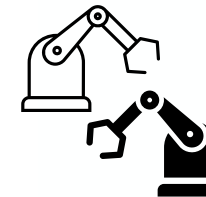


・無人搬送車

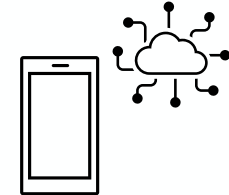


一般型

・カスタマイズ機器



・ソフト+ハード



中小企業省力化投資補助金

- 人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しするための支援です。

カタログ注文型

簡易で即効性のある省力化投資

カタログに掲載された
省力化効果のある汎用製品

最大**1500万円**

随時申請受付中

特徴

補助
対象

補助
上限

申請
機会

一般（オーダーメイド）型

オーダーメイド性のある
多様な省力化投資

個別現場の設備や事業内容に
合わせた設備導入・システム構築

最大 **1 億円**

公募回制（年 4 回程度）

省力化投資補助金（カタログ注文型）の概要

- 「製品カタログ」に事前に登録された製品から選ぶ形で、簡易で即効性のある省力化投資を支援。

補助率・補助上限額等

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	1/2 以下	500万円※	750万円※
6~20名		750万円※	1,000万円※
21名以上		1,000万円	1,500万円

各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。2回目以降の申請における補助上限額は【上記の補助上限額×2－前回までの累計交付額】とします。

補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+3%（日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.0%）以上とする計画を策定し申請する必要があります

※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助額の減額となります。※上記②は令和8年3月19日（木）以降に申請の方を対象とした適用要件です。令和8年3月16日（月）以前に申請の方は、旧制度の要件を満たす必要がありますのでご注意ください。

補助対象の例

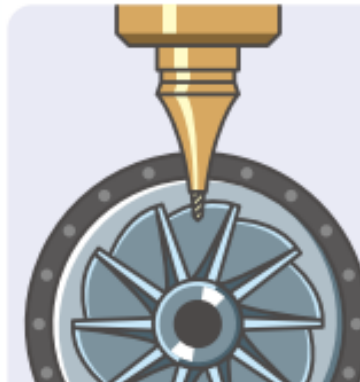
※150超の製品カテゴリ・2,000超の製品数が存在
（2026年2月現在）



清掃ロボット



無人搬送車（AGV・AMR）

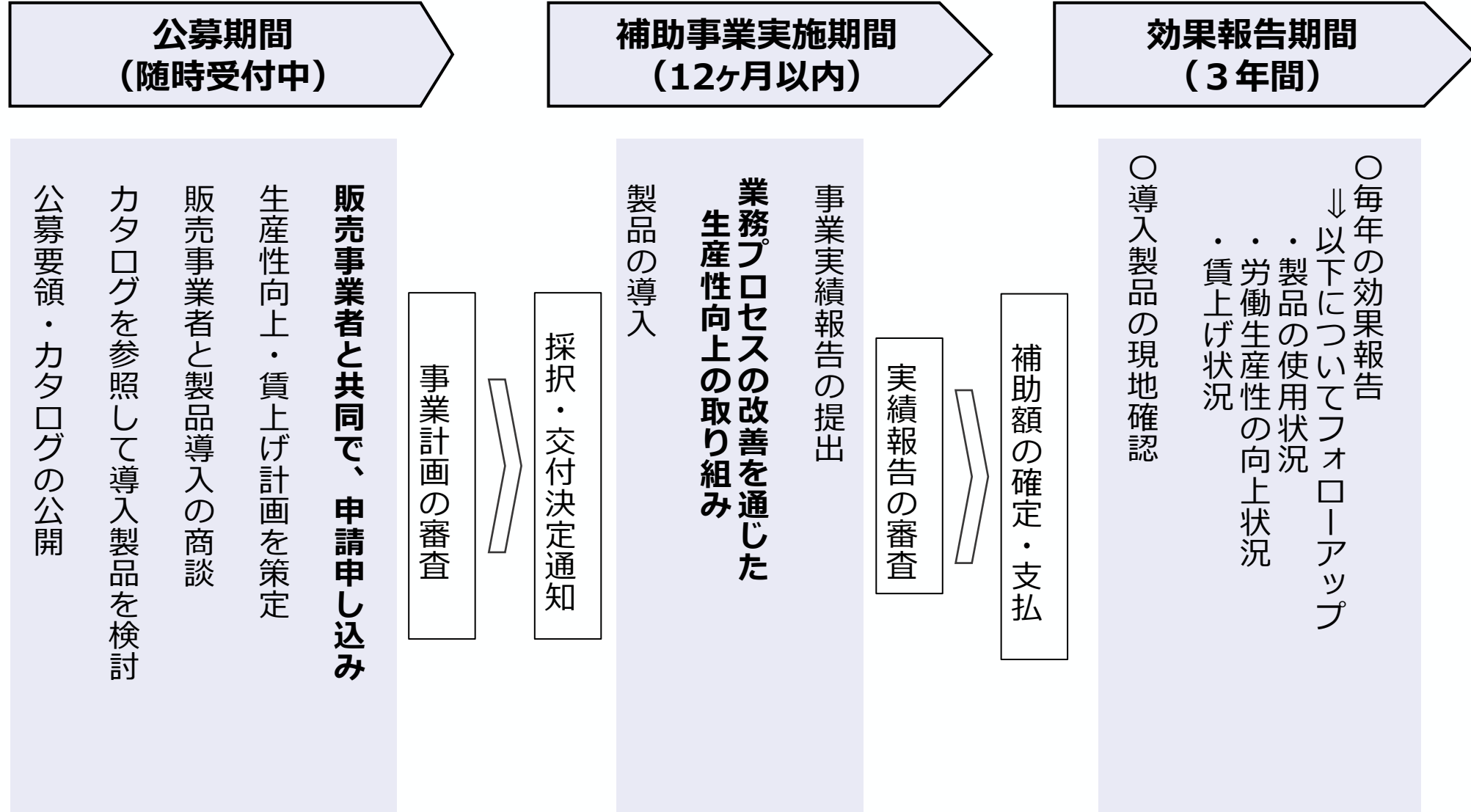


5軸制御マシニングセンタ



測量機

申請から事業終了までの流れ



省力化投資補助金（一般型）の概要

- 個別の現場や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を支援。
- 年3～4回程度公募実施。

事業内容に合わせて多様な
設備やシステムが導入できる

一般型 [公募回制]

補助率

中小
企業

1/2

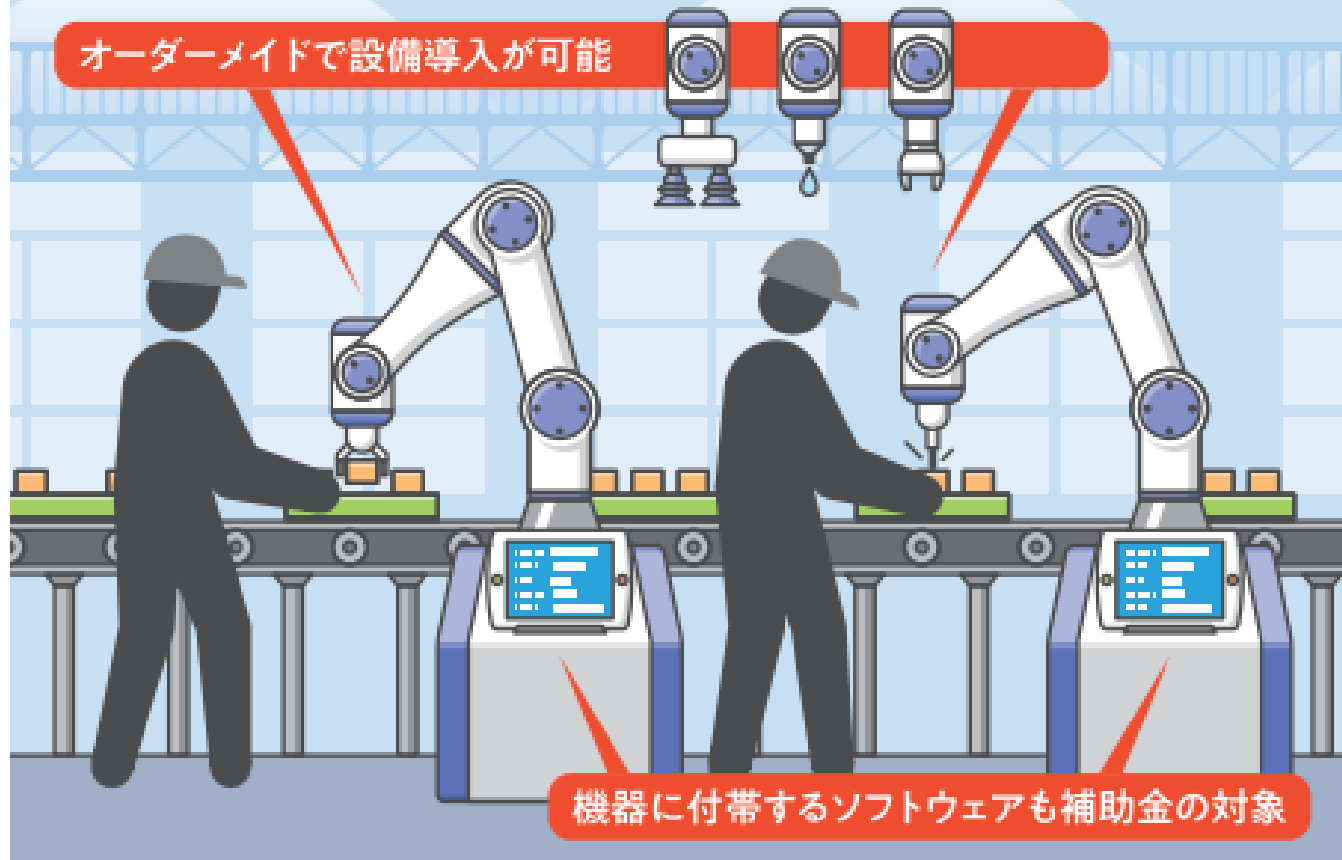
小規模・
再生

2/3

補助上限額

最大**1億円**

オーダーメイドで設備導入が可能



機器に付帯するソフトウェアも補助金の対象

- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅賃上げ特例（補助上限額アップ）、最低賃金引き上げ特例（補助率2/3にアップ）があります。

例えば、
通信販売事業で

オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、自動車関連
部品製造事業で

検査が難しい微細な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

省力化投資補助金（一般型）の基本要件

事業概要

生産・業務プロセス、サービス提供方法の省力化を行う事業

基本要件（以下、①～③は事業計画を策定すること。事業計画期間3～5年）

- ①労働生産性の年平均成長率**+4.0%**以上増加
- ②1人当たり給与支給総額の年平均成長率を**+3.5%**以上増加
- ③事業場内最低賃金が事業実施都道府県における
最低賃金**+30円**以上の水準
- ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等
（従業員21名以上の場合のみ）

その他要件詳細については公募要領をご確認ください。

製造業

複数の汎用設備を組み合わせ導入することで、高い省力化効果が見込まれる事例

製造業を営む事業者の例

導入前の課題

- 創業から100年以上の老舗企業であり、熟練作業員によって、手縫い針を製造している。製造のメインを熟練作業員の技能に依存しており熟練者とそうでない作業員では、5倍程度の作業時間の差が発生しており、その差分は、年間1,500時間超と見込まれる。
- 今後、熟練作業員の定年退職等も予定しており、年間製造数の減少や製品の品質低下が懸念される。

導入する設備

ワイヤ放電加工機

放電加工は、加工反力が小さく微細な部品についても高精度で加工が可能。工具摩耗もなく常に高精度での加工を実現。

ロータリーテーブル

ワイヤ放電加工機にロータリーテーブルを組み合わせることで、3次元での加工が可能になる。加工の際の素材の回転作業なども補助されるため、効率的かつ精度の高い加工を実現。

導入後の効果

- 省力化機器の導入により作業全体の80%程度が削減・効率化され、製品の製造数が70%増加。
- 精密機器による精緻な加工により品質安定だけでなく、より微細な加工を実現。高付加価値な製品製造が可能となる。
- 製造・作業時間の削減によって生まれた時間を新製品の開発や顧客ヒアリングなど事業開発の時間に充てることによりさらなる売上拡大を見込む。

注)

・この資料は、今後、省力化補助金（一般型）の申請を検討されている事業者の皆様向けに、申請のイメージがわくよう、参考として、第2回公募において実際に採択された事業計画の概要をお示しするものです。

・ここでお示しする事業計画の概要は、事業者から提出のあった事業計画を事務局にて短縮・要約等して加工したものであり、実際に提出された事業計画書とは異なります。

・なお採択審査においては、様々な観点から総合的に審査をさせていただきますので、ここで紹介した事業計画と同様の事業計画を提出したとしても、不採択となる可能性がございますのでご注意ください。

①新事業進出・ものづくり商業サービス
補助金

②中小企業省力化投資補助金

③成長型中小企業等研究開発支援事業
(Go-Tech事業)

Go-Tech事業とは

中小企業等が、産学官連携により取り組む

研究開発に対する支援

※ 生産を目的とした設備備品の導入や営利活動に関する補助事業ではありません

- ✓ 特定ものづくり基盤技術 及び IoT、AI等の先端技術を活用した高度なサービスに関する研究開発や試作品開発等の取組を支援
- ✓ 中小企業のものづくり基盤技術及びサービスの高度化を通じて、イノベーションによる我が国製造業及びサービス業の国際競争力の強化を図る
- ✓ 中小企業者等が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、事業化につながる可能性の高い研究開発・試作品開発及び販路開拓への取組を最大3年間支援

Go-Tech事業とは

- 中小企業等が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、事業化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組を3年間計 1 億円弱支援（通常枠の場合）。
- 当省における中小企業向けの分野を絞らない研究開発補助事業は、本事業のみ。

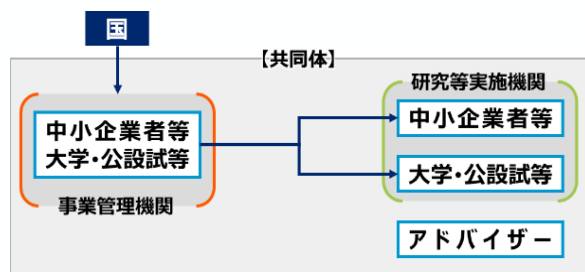
公募期間

令和 8 年 2 月 16 日(月)～令和 8 年 4 月 17 日(金)【17 時締切】

申請対象者

- 中小企業者等を中心とした共同体。
- 単独では申請できません。
- 共同体は、研究等実施機関、事業管理機関を含む 2 者以上で構成する必要があります。

※ 中小企業者等、研究等実施機関、事業管理機関の定義や更に詳細なことは公募要領等をご確認ください。



事業イメージ

申請方法

- e-Rad（府省共通研究開発管理システム）上のみで受け付けます。

対象事業

- 「高度化指針」*を踏まえた研究開発等で、事業化までの道筋が明確に描けているものが対象です。
- 補助事業期間終了後5年以内を目途に事業化を達成する目標を策定できる事業であることが必要です。
- かつ、中小企業者等自身の成長を目標として策定できる事業であることが必要です。

要件①	要件②	要件③
付加価値額 +3%以上/年	1人当たり給与総支給額 +3.0%以上/年	事業場内最低賃金 地域別最低賃金+30円

- 申請は以下の2つの枠のいずれかを選択できます。

* 中小企業の特定期間のつくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針

(1) 通常枠

- 中小企業者等が大学・公設試等と連携し、高度化指針を踏まえて行う研究開発等を支援する枠

(2) 大型研究開発枠【新設】

- 研究開発に意欲的であり、かつ、大型研究開発投資に対して一定の見通しが立っている中小企業者等が大学・公設試等と連携し、高度化指針を踏まえて行う研究開発等を支援する枠

補助事業機関・補助上限額等

(1) 補助事業期間

- 2年度 又は 3年度

(2) 補助率

① 中小企業者等 補助率：2/3 以内

② A機関及びB機関 補助率：定額

※ 詳細は公募要領等をご確認ください

(3) 補助金額（上限額）

① 通常枠

単年度当たり 4,500万円以下
2年間合計で 7,500万円以下
3年間合計で 9,750万円以下

② 大型研究開発枠【新設】

単年度当たり 1 億円以下
2年間合計で 2 億円以下
3年間合計で 3 億円以下

令和7年度からの主な変更点【制度面】

No.	主な変更点	内容
1	研究開発計画目標「1人当たり給与支給総額」の向上率を変更	事業終了後5年以内に15%以上（年率平均3.0%以上）の向上目標が必要 （R7は7.5%以上（年率平均1.5%以上））
2	出資枠を廃止し、大型研究開発枠を新設	主たる研究等実施機関に直近3か年連続の研究開発実績＋うち年間1億円以上投下の年度、及びそれを確認できる財務諸表等の提出が必要
3	A・B機関の補助率を一律定額に	共同体として参画するA・B機関は一律定額補助（要件あり）
4	人件費の区分を整理	研究員費・管理員費の区分を廃止し、①人件費、②補助員人件費に（計上できる研究内容の変更はなし）
5	収益納付の規程を削除	事業化状況報告書に基づく収益納付（補助金額を上限）の規程を廃止
6	「中小企業者等」の定義を一部変更	定義に該当しないNPO法人は補助対象外。該当する場合も補助率は1／2以内（別表1⑦に4要件）
7	「みなし大企業」として扱わない法人を追加	投資専門会社が株式を保有する事業承継会社、及び当該会社が株式を保有する法人を追加
8	審査基準《中小企業政策との整合性》の項目を追加・廃止	追加：事業管理機関の執行体制・採択実績、研究開発費の計上状況、イノベーション・プロデューサー参画で加点 廃止：給与支給総額等の増加誓約による加点

※詳細は公募要領の該当箇所をご確認ください。

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

令和9年度概算要求額 **128億円**（R8当初122億円）

中小企業庁経営支援部イノベーションチーム

事業目的・概要

事業目的

中小企業が受託取引に係る関係から脱却し成長を実現するためには、ものづくり基盤技術及びサービスモデルの高度化を図ることが重要。

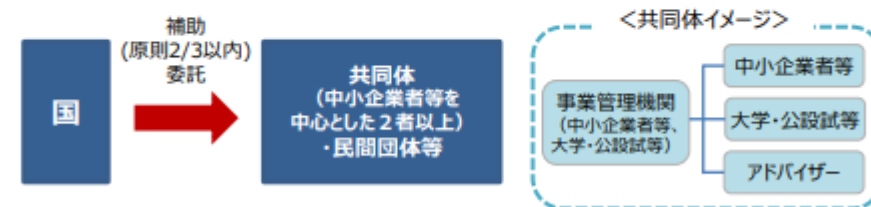
中小企業による持続的な成長のため、研究開発及びその成果の事業化を支援するとともに、中小企業が自立的にイノベーションを創出していくためのエコシステムの形成を図ることを目的とする。

事業概要

中小企業等が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発、試作品開発等に係る取組を最大3年間支援する。加えて、採択された事業者を対象に、研究開発成果の販路開拓等についても支援する。

また、中小企業によるイノベーション創出を強力に支援する活動を普及・拡大するため、実証事業を通じて得られた知見をもとに、支援人材の社会実装に向けた取り組みを推進する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- 補助事業期間：2～3年
- 補助上限額：（通常枠）単年4,500万円、3年間9,750万円
（大型研究開発枠）単年1億円、3年間3億円
- 補助率：（中小企業者等）原則2/3以内（大学・公設試等）定額
※課税所得15億円超の中小企業者等は1/2以内
- 委託：補助事業に係る評価・分析、販路開拓支援等

成果目標・事業期間

- 短期的には、事業終了時点での以下の達成を目指す。
・プロジェクト終了後1年時点で実用化に成功している補助事業者が50%を超えること
- 最終的には、事業終了後5年経過時点で以下の達成を目指す。
・事業化を達成するプロジェクトが50%超
・補助事業者全体の付加価値額が15%以上向上
・補助事業者全体の給与支給総額が7.5%以上向上
・補助事業の総売上累計額が総予算投入額の150%

補助対象経費

※ 詳細は必ず公募要領でご確認ください

1) 物品費	①設備備品費 1) 機械装置備品費、2) 土木・建設工事費、 3) 保守・改造修理費、4) 外注費 ②消耗品費
2) 人件費 補助員人件費 謝金	①人件費 ②補助員人件費 ③謝金
3) 旅費	旅費
4) その他	①外注費、②印刷製本費、③運搬費④クラウドサービス利用費 ⑤その他(諸経費) 1) 技術導入費、2) 通訳・翻訳費、3) 知的財産権関連経費 4) マーケティング調査費(国内外における展示会等事業費含む) 5) 賃貸借費
5) 委託費	委託費
6) 間接経費	1)、2)、3) 及び 4) の合計 30%が上限

補助対象外となる経費(例)

- 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの
- 販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費
- 経済産業局等による検査、評価等への対応に係る費用
- 汎用性があり、目的外使用になり得るもの
- 中古品の購入費 など

※ 各年度において、「(4) その他の外注費」と「(5) 委託費」の合計額が、共同体全体の補助対象経費総額(間接経費含む)の1/2を超えてはいけません。

※ 研究開発計画のうち本質的な部分(研究開発要素がある業務)を従たる研究等実施機関以外へ委託、外注することはできません。

研究開発環境の改善や研究・事業管理全体の機能の向上に活用するために必要な経費に充当できます。ただし、1)～4)の直接経費として充当すべきものは対象外となります。

申請手続きの概要

【公募期間】

令和 8年 2月 16日（月）から

令和 8年 4月 17日（金）17時 まで

【採択予定件数】

通常枠 120 件 程度

大型研究開発枠 5 件 程度

※あくまで見込みであり
予告なく変更することがあります。

【申請書類】

申請書類の提出は

e-Rad* 上でのみ 受け付けます。

- ① e-Rad への登録（所属研究機関、研究者）
- ② 本事業の申請書類の作成
- ③ e-Rad への本事業の申請

★ e-Rad による申請方法等は、公募HPに掲載の「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じた成長型中小企業等研究開発支援事業の申請について」をご参考ください。

【申請先】

申請は

事業管理機関が 行ってください。

- 公募要領による申請様式を必ずご使用ください。
- 申請書類の下中央に通しページ数を必ず記載してください。

* e-Rad：府省共通研究開発管理システム

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステムです
e-Radポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>

- 経済産業省が所管する設備投資等の補助金は多岐にわたります。自社に適した補助金を選んでください。
- 中企庁の運営する「ミラサポplus」や中小機構の運営する「J-Net21」では最新の支援情報や補助金を探すことができます。
- より詳しく知りたい方は補助金によって事務局が異なりますので、各補助金HPでの説明や公募要領をご確認ください。なお、公募要領は最新のものをご確認ください。
- 各補助金の活用の具体的なご相談は経済産業省が各府県に設置しているよろず支援拠点や地元の商工会・商工会議所、府県の産業支援機関等の公的支援機関へもご相談ください。

ご静聴ありがとうございました。